

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第21号 2017年12月7日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部

「3・4・11号線意見交換会」で、『事業ありき』の都に抗議集中 都は用意した説明できず、「意見交換会の目的・次回の時期」など持ち帰り

傍聴者を認めて開会

11月17日、萌え木ホールで、東京都建設局主催の「3・4・11号線に関する意見交換会」がおこなわれた。

出席できるのは、応募したなかから抽選で選ばれた43人と町会・自治会代表7人だけ、傍聴を認めず、市議会議員や記者の参加も認めないというものでしたが、会場には開会前から傍聴を求める市民が集まり、都職員に要請、開会冒頭に会議参加者が同意すれば傍聴認めるとなり、参加者満場一致で傍聴を認めることになり、21人の市民が傍聴して始まりました。さらに、参加者から議事録の全文公開



開会前に傍聴者を入場させるように要請する参加者

と都と参加者双方の確認をおこなうこと、録音・録画を認めることを要請、確認しました。

事業ありきの説明はおかしい

司会があらためて開会を宣言した後、都から「今回は、環境や景観にどんなところを配慮したらよいかをみなさまの意見を聞きながら進めていきたいと思えます」と、「事業ありき」の説明会を始めようとしたことに対し、参加者から「事業前提の意見交換でなく、道路が本当に必要かどうかという事業そのものの意見交換会をおこなうべき」との意見を始め、次々と意見が出されました。

「市議会や、市民、市長の意向をご存知でしょう。それでも進めるんですか」

「なんのためにパブコメ取ったの。結論出てるでしょう。必要ないというのが多かったでしょう」

「パブコメの結果についてどう思うのか聞かせてください」

「昭和37年の都市計画道路決定は大臣決裁のない無効な決定ではないか」

「都知事は、地元から疑義が出されている路線は来ますと言っているんですよ。ここは疑義が出されているんです。したがって、都知事が公約したの来てない、だからまだ、事業進める段階でない。知事が来たうえで判断してからですよ。知事に行くべきと具申すべき。いまは住民の意見を、市議会の意見を聞いて、行政の意見を聞いてください」

「国交省だって、ガイドラインで、東京

都は見直しをしていないと書いてますよ。第四次は見直しでないと。全国ではあちこちで見直ししてる。ばかでないお金を道路にかける時代ではない。埼玉でも神奈川県でも、全国どこでも見直ししてる。東京では裁判もあちこちで行われている。ここは事業化になってないから裁判始まってないが、事業化になったら裁判になるんですよ」

「次回は都市整備局も呼んでください。第四次を選定した部署も。建設局は実行する部隊ですから。そのことを約束してください」

「道路の必要性といいますが、仮に事業化を始めたとして、20年から30年かからないとできないんですよ。東京都文書でも最短でも7年から8年かかるといっているでしょう。買収が進まなければできないので、ハイそうですかと、買収に依る状況ではないので、30年たつてもできない、40年かかるかもしれない。そんなところ、さらにあるでしょう。先ほど混雑したところをどうするかといったが、困っているところを、あなた方は50年間放っておくんですよ」

「建設省告示で都庁と小金井市役所で縦覧するとあるが、都に大臣決定と内閣認可の情報開示の請求をしたら、都は『存在しない』との回答だった。ということでは3・4・11にかかわる決定は公的にはなされていないことになる。事業を進めれば背任罪に問われることになりませんか」

(2面に続く)

(1面からの続き)

会の目的などを検討課題に

都側が、「説明させてください」とスライド始めようとしたが、参加者からの抗議で結局、東京都が用意した説明をできなかったことを都も認めました。

また、都は、パブコメで出された市民・都民の「反映していない」と認めました。

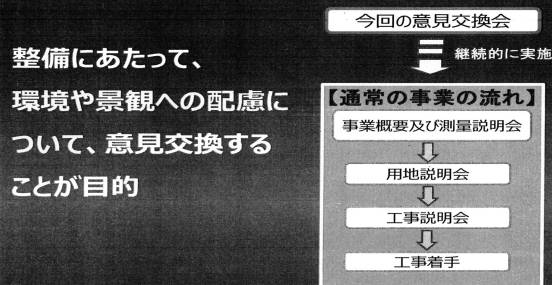
さらに「2回目の意見交換会の時期は考えさせていただきたい。年度末に予定している数多くの市民を対象とした

説明会は予定通りやります」「意見交換会の目的、会の在り方については持ち帰って検討させていただきたい」と返答。参加者から、次回は都市整備部も同席させることを要請しました。

この日の「意見交換会」は都の用意した説明をおこなわなかったため、参加者に配布した資料については、都のホームページには載せないということも確認しました。

(下図は、都の説明会資料で、意見交換の目的として「整備にあたって、環境や景観への配慮について、意見交換することが目的」と記載。)

意見交換会の目的



「3・4・11線意見交換会」終了後 東京都に要請書提出

「意見交換会」終了後、市民の会は都の建設局道路建設部と北多摩南部建設事務所に要請書を提出しました。

「意見交換会」についての要請 (再)

都市計画道路を考える小金井市民の会

前略

東京都主催で11月17日に行われた「小金井都市計画道路3・4・11号線」に関する意見交換会については、参加者の殆どのみなさんから「そもそも論から議論すべき」との圧倒的な意見の中、「意見交換会」は成立せず流会となりました。

知事が公約で掲げている「情報公開」と「都民ファースト」の原点に立ち返ることを中心に、当会として改めて以下の要望要請をいたします。

草々

記

- 1、「意見交換会」などは誰でもが傍聴できるようにすること。
- 2、17日も要望のあったように今後は整備局が必ず同席すること。
- 3、会を開催するにあたって、「事業化を前提」というような配布資料や説明資料は作成しないこと。
- 4、会議録や「配布資料」は、全文公開とすること。
- 5、個人使用の為の録音や撮影は制限しないこと。
- 6、記者の取材に制限を加えないこと。
- 7、市の担当者や地元議員は制限なく参加や傍聴を出来るようにすること。

外環の2練馬訴訟の控訴審 国 瑕疵が存する」との地裁判決に反論

11月30日、東京高裁で「外環の2練馬」の控訴審第2回口頭弁論が開かれました。

第1回で課題として残っていた原告からの証人申請に対して、都側は必要なしの返答があった後、裁判官が合議のため退席。再開後、「裁判所としては証人の必要なしと決定」として証人申請を却下。

続いて、「弁論終結して判決」と裁判長が言い始めたので、原告側弁護士から「新しい証拠がだされてお、審理は尽くされていない」と反論したが、裁判長は「新しい証拠についても反論されている」として、判決日を指定して終了。これでは、国と東京都のいなるの裁判官。

終了後の報告会で経過などが弁護士から報告されました。

国から地裁での判決に対して、反論がだされたことが報告され、「地裁判決は、『大臣の認可を受けていないので、瑕疵が存するが、その後新都市計画法のもとで、変更決定を行ったので、瑕疵は治癒された』と判断したが、この判決によれば、『変更決定されていない都市計画道路は治癒されていない違法な決定』となるので、これではまずいと思ったのではないかと弁護士からの感想。

国側の反論理由は、戦時法令・臨時法令は戦争のために限定したのではなく、「行政手続きの簡素化」という一般手続きのためなので、戦争が終わっても有効と、当時の貴族院の会議録を出してきた。

そのため、原告側弁護士は、衆議院の会議録で、東條内閣が「戦争遂行のため」とはつきり答弁していることを紹介した朝日新聞の昭和18年の記事を証拠として提出したことを紹介しました。



第3回全都道路問題交流会議

坂井市議が小金井市議会での活動など報告

小金井の市民の会としては初めての参加となった「第3回全都道路問題交流会議」が11月29日、都議会議事堂の会議室で、区部と多摩地区の道路住民団体及び区議会議員・市議会議員が参加して開かれました。

最初に道路住民運動全国連絡会の長谷川幹事から「道路計画の見直し実現に向けて」と題して、国の都市計画道路見直し方針の全体像をつかみ、東京都とどう向き合うか報告されました。

そのなかで、国は事業化中の道路を含めて見直しを行うことを方針とし、見直しの手順や具体的な評価項目をも明らかにしていることを示し、例として名古屋の計画見直しの事例を報告しました。



報告する坂井えつ子市議

議員か
らは、小
金井の坂
井えつ子
市議が、
小金井の
市議会の
特質とし
て女性議
員が24人
を報告しました。
(世田谷の議員が議会の関係で参加できなかったため、議員報告は坂井市議だけでした)
その後、各地から住民運動の取り組みが報告されました。
荒川からは、第三次と第四次の両方の優先整備で決定して、説明会を昨年開催したが、住民が説明させないで終了して以降、都の動きがストップしていると報告しました。
板橋区大山の商店街を分断する道路計画の裁判は、地権者だけでなく、商店街の人、商店を利用する人も原告に加わっていることが紹介された。
小金井からも17日の都の「意見交換会」などについて発言しました。



「ハケと野川と原っぱの自然をどう守るか？」 学習と意見交換会に参加して

11月18日、野川はたる村とはけの自然と文化をまもる会、わんぱく夏まつりの会の共催で『第31回野川わき水まつり ハケと野川と原っぱの自然をどう守るか？ 学習と意見交換会』が開催された。

埼玉県生態系保護協会の堂本泰章さんから荒川流域の里山を残す「北本自然公園」などでの自然保護や公園利用などについてお話しいただきました。

琴古流尺八師範の城戸草童さんの尺八演奏のあと、意見交換が行われた。

そのなかで、野川の自然保護とともに、前日に行われた「3・4・11号線意見交換会」などについて、意見が交わされました。

第29回武蔵野公園はらっぱ祭り 市民との交流と署名行動



都内では数少ない貴重な「はらっぱ」の自然の中で集い、豊かな自然に感謝しながら、地域と協同し、参加者みんなで作る「はらっぱ祭り」が、11月4日・5日、都立武蔵野公園でおこなわれ、市民の会は昨年につづき、「はけの自然と文化をまもる会」のブースの一部をお借りして「都市計画道路作らせていいの？」と話しながら、市民と交流を行いました。この2日間で、376人の方から署名をいただきました。

聞こえる、バンドの音、みんな楽しそう。祭りの中をはけ文さんのブースへ急いだ。
道路を作らせて本当にいいの？と書かれた色刷りのチラシを渡す。「もう今更新しい道路はいらないよ」「はけの自然はこのまま残さなくちゃね」等の声に、ぐっと親近感がわく。そんな中お子さん連れのご家族が大きな地図の前に。「え、こんな所に道路計画があるのですか」「そうなんです。今から半世紀以上も前の計画でね」と話が始まった。熱心に耳を傾けて下さるお母さんに男の子が「僕のお家はどこ？」と質問。「ええとね」地図の上を指で辿りながら「ああ、ここよ」その時の少年の

嬉しそうな顔。
この何気ない行為を見ながらふと思った。小金井のこの地図上に我が家ある、長い間当たり前に思っていたが、この計画で多くの家が消されてしまうかもしれない。何て寂しいこと、ここはふる里なのに、大切な歴史がいつぱいあるのに。はらっぱ祭りも姿を変えてしまふのだろうか。その時響いたお母さんの「署名させて」の声。そう、応援してくれる人が目の前にいるのではないか。「運動、大変でしょうけど頑張ってくださいね」の言葉が素直に嬉しかった。又聞こえてきたな、バンドの音と楽しそうな声。

川幡由利子

田舎がこころの祭

第21回世話人会 (11/2) 以降の経過

- 11月2日 第21回世話人会
- 11月4・5日 武蔵野公園はらっぱ祭りに参加
- 11月5日 意見交換会打ち合わせ会 (市民の会)
- 11月7日 意見交換会で都建設部に要請書提出
- 11月8日 北区十条駅西口再開発裁判 第1回口頭弁論
- 11月11・12日 道路全国連第43回全国交流会 (千葉・市川)
- 11月12日 はげ文茶話会 (3・4・11意見交換会など)
- 11月16日 小金井市都市整備部に意見交換会で申入れ
- 11月17日 都「3・4・11号線に関する意見交換会」
- 11月18日 第31回野川わき水まつり「ハケと野川と原っぱの自然をどう守るか？」
- 11月21日 都建設部、北多摩南部建設事務所に要請書提出
- 11月22日 小金井市議会建設環境委員会で3・4・11号線意見交換会について質疑
- 11月28日 「3・4・11号線意見交換会」報告会
- 11月29日 第3回全都道路問題交流会議
- 11月30日 外環道練馬1キロ裁判 東京高裁
- 12月3日 3・4・11号線関係住民の会世話人会
- 12月7日 第22回世話人会

<今後の日程>

- 12月8日 都市計画道路問題連絡会 (多摩)
- 12月12日 市議会環境建設委員会
- 12月15日 道路署名行動 (東小金井駅北口) 12時~13時
- 2018年1月11日 第23回世話人会

<これからの他地域の裁判日程>

- 12月8日 都市計画道路問題連絡会 (多摩)
- 12月13日 外環道青梅インターチェンジ裁判 11:30
東京地裁522号

<2018年>

- 1月15日 品川29号線裁判 14:00東京地裁103号
- 1月18日 小平3・2・8号線裁判 第1回控訴審 13時30分
東京高裁825号
- 1月26日 板橋大山補助26号線裁判 15時東京地裁103
- 1月29日 北区十条73号線裁判 14時 東京地裁103
- 2月20日 外環の2練馬控訴審判決 東京高裁511
- 3月7日 外環道青梅IC裁判 11時30分 東京地裁522

小金井市議会で都市計画道路の質疑

12月定例会の一般質問で、白井議員が小金井3・4・11号線についての17日の意見交換会は、事業化前提であると認識していたのか、マスタープランの改訂を市長の権限で行うことができるのではと質問しました。

また、次回の意見交換会の時期についての質問には、市は、1月26日に萌え木ホールを、説明会として3月25、26日に南小を仮予約していると回答、正式日程の連絡があり次第報告すると返答しました。

8日午後、森戸議員が一般質問で都市計画道路を取り上げる予定、12日は建設環境委員会で質疑が行われます。

市議会の質疑は、市のホームページの「小金井市議会インターネット中継・録画配信」で、視聴できます。

第43回道路全国交流会 市川で開催 住民主体のまちづくりで 道路交通政策の見直しを

全国の道路運動をしている住民団体の交流集会が、11月11日と12日に千葉県市川市で行われました。

第1日目は、バスで江戸川区の小岩スーパ―堤防事業地を最初に見学。江戸川沿いにポツンぽつんと3か所ほど川岸の住民を移動させて、ここに幅200mの堤防をつくるというもの。すでに盛土が完成し、一部住宅の建設が始まっていた。全体の完成まで200年、実際は400年と言われ、費用は2兆7千億円というから、あきれて口がふさがらない。

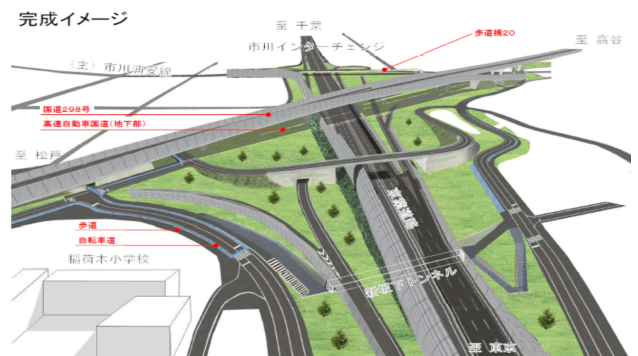
しかも、ここは戦後のカスリン台風でも大丈夫だった地域とのこと。外環道の京葉ジャンクションは巨大すぎて、町が壊され、騒音・排気

ガスで環境が悪化し始めているという。一方、ねばり強い住民運動で、第二湾岸道路は三番瀬の埋め立てストップで、道路建設も止まったままという。

2日目は、最初に共産党の元村伸子衆議院議員と、立憲民主党の初鹿明博衆議院議員が挨拶しました。埼玉大名誉教授の岩見良太郎さんが「住民主体のまちづくりへの課題と展望」と題して、カジノ的都市開発に加熱する日本とオリンピック後の危機、くらしに根差したまちづくりなどを講演、「車支配の道路」ではなく、人と人のつながり・コミュニティのある町づくりのための「道・みち」が必要と話されました。各地からの報告では、外環道千葉

横浜環状、中部横断自動車道、名古屋都市計画道路の廃止、広島など。東京からは長谷川さんが都市計画の動きのなかで、小金井のことも話しました。名古屋市では、未着手の都市計画道路のパブコメを実施、30路線が廃止候補、幅員を現状の幅員の戻す変更路線が21路線など、大幅に見直しを進めていること、見直しを進めるうえで住民団体の活動などが紹介された。広島ではどう見ても必要もない道路が市街地をトンネルで計画されていることなどが各地から報告されました。

会場の後ろに設けられた展示コーナーには小金井3・4・11号線住民の会のポスターを掲示しました。



外環道・稲荷木ジャンクション完成予想図
(国交省説明会資料から)